

議案第 25 号

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(宇治市組織条例の一部改正)

第1条 宇治市組織条例(昭和26年宇治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市民環境部」を「産業地域振興部 人権環境部」

。

別表中

「

市民環境部	(1) 文化及び自治の振興並びに広聴に関する こと。 (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する こと。 (3) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に 関すること。 (4) 労働者対策及び消費者保護に関する こと。 (5) 人権及び男女共同参画に関する こと。 (6) 環境保全、廃棄物の処理及び清掃に 関すること。
-------	---

」

を

「

産業地域振興部	(1) 文化及び自治の振興並びに広聴に関する こと。 (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する こと。 (3) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に 関すること。
---------	---

	(4) 労働者対策及び消費者保護に関すること 。
人権環境部	(1) 人権及び男女共同参画に関すること。 (2) 環境保全、廃棄物の処理及び清掃に関すること。

に改める。

(宇治市農業振興協議会条例の一部改正)

第2条 宇治市農業振興協議会条例（昭和63年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、市民環境部農林茶業課」を「、農業振興担当課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政組織の変更に伴い、関係条例を整備する必要があるため、条例を制定するものであります。